廃棄物が地下にある土地の形質の変更について（全体概要）

知事等が政令で定める土地（廃止された最終処分場等）を指定区域として指定（公示）
※解除の要件もあり
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の１７①～⑤）

廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削等土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある土地

知事等が指定台帳を調整、保管
（法第１５条の１８①）

土地の形質の変更を行う者

知事等への事前届出
（30 日以内）
（法第１５条の１９①）

基準(環境省令)に適合しないと認めるとき、計画変更命令
（法第１５条の１９④）

土地の形質変更

知事等への事後届出（１４日以内）
（法第１５条の１９②③）

基準に適合しない土地の形質変更が行われた場合において、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき、知事等による措置命令
（法第１９条の１０）
※法に違反して届出を行わずに土地の形質変更を行った者にも適用